

自動車税（種別割）は、私たちの生活を守ります。

「自動車税（種別割）の納期限は、5月31日（水）です」

私たちが生活する際に必要な福祉、保健、公共施設などは全て税金でまかなわれています。税金が支払われないとこれらのものは十分に機能を発揮することは出来ません。例えば、道路が舗装されていなかったり、穴が空いていたら、運転する際に大変危険です。税金を納めて、生活環境を整備するお手伝いをしてください。

自動車税（種別割）は、もっとも身近な税金です。4月1日に所有している人が1年分の税金を納めます。税金を納めないと車検を受けることは出来ません。また、廃車手続きをすれば、使用しない月の税金が還付されます。

本年度は、5月1日に、自動車税（種別割）の納税通知書を納税者に発送します。納期限は、5月31日です。

自動車税（種別割）は、スマートフォンアプリで納税できます。Webサイト「地方税お支払サイト」からクレジットカードでも納税できます。

◆県税の納税方法はここから



◆自動車税についてはここから



主な自動車税（種別割）の額

自動車税（種別割）の税額は、用途や排気量、初回新規登録の時期等によって異なります。

用途が「乗用車」の場合の税額の例	初回新規登録の時期	
	令和元年9月30日以前	令和元年10月1日以降
総排気量 1001cc～1500cc	34,500円（重課※ 39,600円）	30,500円
1501cc～2000cc	39,500円（重課※ 45,400円）	36,000円
2001cc～2500cc	45,000円（重課※ 51,700円）	43,500円

※重課 … 平成22年3月31日以前に初回新規登録したガソリン車の場合、税額が概ね15%重くなります。

自動車税（種別割）の減免

身体に障害のある人や精神に重度の障害のある人の移動のために使用すると認められた自動車については、申請により自動車税（種別割）が減免される（自動車税（種別割）を納税しなくて良い）場合があります。最寄りの行政県税事務所または自動車税事務所に相談してください。

こんなことがあったら

○自動車税（種別割）の納税通知書が届かないのだけど・・・

① 令和5年3月31日までに自動車の名義変更を行った

→令和5年4月1日現在の所有者に納税通知書は発送されています。

② 住所が変わった

→新しい住所に納税通知書を発送するように行政県税事務所または自動車税事務所に連絡してください。

○一括で納税するお金がない

→自動車税（種別割）を一回で納税できない方は、分割納税を受け付けています。

行政県税事務所に相談してください。

○お金はあるが納税したくない

→滞納されている方に対しては、督促状や催告状を発送し、早期に納税されるようお願いいたします。それでも納税されない方については、差押えを行います。これは、既に納税されている方との均衡を図るためです。

○車を売ったり、買ったりするときに注意することは・・・

→車検を受けるためには納税証明書が必要です。

自動車を譲渡するときは納税証明書も一緒に渡し、自動車を譲り受ける場合は納税証明書も一緒に受け取りましょう。

税金についての連絡先

・東毛地区の行政県税事務所

名称	所在地	電話番号
太田行政県税事務所 県税課	太田市西本町 60-27	0276 (31) 3261
桐生行政県税事務所 県税課	桐生市相生町 2-331	0277 (53) 2113
館林行政県税事務所 県税課	館林市仲町 11-10	0276 (72) 4461
伊勢崎行政県税事務所 県税課	伊勢崎市今泉町 1-236	0270 (24) 4350

・自動車税事務所

名称	所在地	電話番号
自動車税事務所	前橋市上泉町 397-5	027 (263) 4343